

川口市

令和7年度 不動産公売（期間入札）

公売広報

入札期間：令和7年8月7日（木）から

令和7年8月14日（木）まで

開札日：令和7年8月19日（火）午前10時

開札場所：川口市役所 第一本庁舎

5階 503・504会議室

【公売全般に関するお問い合わせ先】

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号

川口市役所 理財部 特別債権回収課

電話 048-271-9248（直通）

目 次

公売財産一覧表	1
入札される方へ	2
公売のしおり	3
記入例	16
公売財産明細	30

公売財産一覧表

売却 区分 番号	見積価額 公売保証金	財産種別	主たる財産の住居表示等	頁
1-1	6,470,000 円 650,000 円	土地	川口市 大字安行慈林 526番地17	30
1-2	3,650,000 円 370,000 円	土地付建物	川口市 赤井 2丁目 4番38番	35
1-3	2,500,000 円 250,000 円	区分所有建物	川口市 川口 5丁目 1番13号 ムーンライトマンション501号	39
1-4	81,700,000 円 8,200,000 円	土地付建物	川口市 坂下町 2丁目 15番10号	43
1-5	8,040,000 円 810,000 円	区分所有建物	川口市 上青木西1丁目 3番27-508号 秀和川口青木町レジデンス	48
1-6	24,000,000 円 2,400,000 円	土地	川口市 並木 2丁目 31番11号	53
1-7	8,960,000 円 900,000 円	土地付建物	川口市 坂下町 3丁目 18番10号	58
お問い合わせ先 川口市役所 理財部 特別債権回収課 048-271-9248(直通)				

※市税の完納等により中止となることがあります。
入札前に当市ホームページ又はお電話にて御確認ください。

入札される方へ

- 1 公売は、地方税法が準用する国税徴収法に基づいて行われます。
- 2 公売公告兼見積価額公告は市役所前掲示板に掲示してあります。
- 3 税務関係職員、滞納者、暴力団員等、法の規定により公売の参加を制限された方は、直接、間接を問わず入札に参加できません。
- 4 入札に際しては、次の一般的事項を十分に御理解のうえ、御参加ください。
 - (1) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。
 - (2) 境界及び建物内部の調査は行っておりません。このため、あらかじめその現況関係公簿等の確認が必要です。
 - (3) 公売財産は、買受人が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で権利移転を行います。
 - (4) 公売財産内部の動産等については、所有者と協議してください。所有者からの鍵の引き渡し等は買受人自身で行ってください。
 - (5) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、川口市は担保責任を負いません。
 - (6) 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。また、廃棄物等の埋設の有無についても専門的な調査は行っていません。
 - (7) 危険負担については、買受代金を納付した時点で買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の滅失・毀損及び盗難等による損害の負担は買受人が負うこととなります。
- 5 公売の原因となった市税等の完納により公売が中止となることがあります。
- 6 災害発生、感染症の流行等のやむを得ない理由により公売を中止する場合があります。事前に公売中止の有無を川口市のホームページにて御確認していただくか、担当までお問い合わせください。

公売のしおり（期間入札）

I 公売手続きの概要

公 売 公 告



公 売 保 証 金 振 込 み

入 札

令和7年8月7日（木）8：30 から

令和7年8月14日（木）17：15 まで（必着）



開 札

最高価申込者等の決定

令和7年8月19日（火）午前10時00分

川口市役所第一本庁舎5階503・504会議室



警察当局へ陳述書に基づく照会



売 却 決 定

代 金 納 付

令和7年9月9日（火）午前9時00分（予定）

令和7年9月9日（火）午後2時00分（予定）



※期日が変更となる場合、その旨を関係者に

お知らせします。

所 有 権 移 転 手 続 き



登記識別情報通知の交付

Ⅱ 公売参加資格

原則として、定められた公売保証金を提供すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、次に該当する者は、法令の規定により公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 暴力団員等（法人の場合は役員が暴力団員等）、国税徴収法第 108 条第 5 項の規定に該当する者
※暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- (4) 公売財産が農地等の場合、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書の提出ができない者等）

Ⅲ 入札手続き

1 川口市への提出書類

入札に当たっては、次の書類が必要となります。

様式は、川口市ホームページの公売情報からダウンロード（買受適格証明書・指定許認可等を証する書類の写し等を除く）することができます。また、本誌にあるお問い合わせ先に御連絡いただき、様式を請求することもできます。

【入札書等の必要書類の提出】

※入札書提出用封筒に封入できる入札書は1売却区分のみです。

入札書 又は
入札書（共同入札用）

封入する

入札書
提出用
封筒
(長形3号)

川口市提出用
封筒（角形2号）
※書留又は簡易書留
で送付すること

封入する

※1及び2 公売保証金の提供を
要する公売財産の場合に提出

※3 法人の場合は、商業登記簿
に係る登記事項証明書（代表者事
項証明書は不可）を陳述書に添付
現在の役員が全員記載されたもの
コピー可

※4 指定許認可等を受けている
事業者は、免許証等の写しを陳述
書に添付

※5 農地につき買受適格証明書
の提出が必要な公売財産の場合に
提出

※6 個人の場合は本人以外、法
人の場合は代表者以外が公売に参
加する場合に提出

※7 二人以上の共同で公売に参
加する場合に提出

公売保証金振込通知書兼払渡請求書※1

公売保証金の充当申出書※2

暴力団員等ではない旨の「陳述書」

商業登記簿に係る登記事項証明書※3

指定許認可等を証する書類の写し※4

買受適格証明書※5

委任状※6

共同入札代表者の届出書※7

※複数の売却区分を入札する場合は、売却区分ごとに
提出書類をクリップ等で止めてください。

2 公売保証金の提供

公売保証金の定められた公売財産については、「入札書」の提出前に、次の通り公売保証金の提供が必要となります。

(1) 公売保証金は、以下の方法により提供してください。

ア 川口市が指定した預金口座に振り込む方法（口座番号は次ページに記載）

※なお、入札を予定する売却区分番号ごとに公売保証金を振り込まなければなりません。

(2) 公売保証金を振り込んだ後、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠で囲まれた部分に必要事項を記載の上、金融機関から交付された振込金受取書（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の所定の位置に貼り付け、振込者（入札者）の割印をし、入札書と併せて提出してください。公売保証金の振込みを確認後、領収証書を郵送します。なお、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の記載にあたっては以下の①から⑥の注意事項に留意してください。

【公売保証金振込通知書兼払渡請求書の記載における注意事項】

① 公売保証金の振込みは、入札者の名前で行わなければなりません。

公売保証金の振込人と入札者とが異なる場合は、入札が無効になります。

② 公売保証金は、入札期間の満了までに川口市指定の預金口座に入金済みとなる必要がありますので、「電信扱い」としてください。なお、振込手数料は、入札者の負担となります。

入札期間の満了までに入金を確認できない場合は、入札が無効になります。満了日当日に振込み手続きを行い、翌日扱いとなった場合も無効になります。

振込みに当たっては、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金（振込み）してください。

記載例）「3－1 株式会社きゅぼらん不動産」「3－2 川口太郎」

- ③ どの売却区分番号（入札を予定する公売物件）に係る公売保証金であるかを明らかにするため、金融機関から交付された振込金受領書（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に貼付して提出してください。公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。また、インターネットによる振込のため「金融機関から交付される振込金受領書」が無い場合は、振込日時、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を印刷し提出してください。なお、公売保証金の提供後は、その取消し又は変更ができません。売却区分番号や金額を誤って振り込んだ場合は、改めて正しい公売保証金を振り込んでください。誤って振込まれた分は下記④に併せて返還します。早急に返還が必要な場合は、ご自身で振込みを行った金融機関に組戻手続を行ってください。その際の手数料は振込人の負担となります。
- ④ 開札の結果、最高価申込者等にならなかった場合は、公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された預金口座への振込により返還します。返還には2週間程度の期間を要します。
- ⑤ 訂正がある場合は訂正箇所に押印してください。
- ⑥ 公売保証金の振込先は、以下のとおりです。

埼玉りそな銀行 川口支店 普通 6165678 川口市

- （3）公売保証金を買受代金の一部に充当したい場合には、「公売保証金の充当申出書」を併せて提出してください。

3 入札書の提出

- (1) 入札書は必ず入札書提出用封筒に入れ、密封し、入札期間内に提出してください（必着）。入札書提出用封筒には、売却区分番号及び開札日時を記載してください。なお、入札書提出用封筒に封入する入札書は1売却区分のみですので、複数の売却区分を入札される場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒が必要となります。また、複数の売却区分を入札する場合は、売却区分ごとに提出書類等を仕分けし、クリップ等で止めて、区別できるようにしてください。
- (2) 「入札書」には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては商業登記上の所在地・名称を記載してください。なお、「入札書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書入れ漏れがあった場合や書き損じた場合は、新たな「入札書」を作成してください。
- (3) 一度提出した「入札書」は、入札期間内であっても、引き換え、変更又は取り消しをすることはできません。
- (4) 同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して2枚以上の「入札書」を提出した場合には、その「入札書」はいずれも無効なものとなります。
- (5) 次順位買受申込者に該当した場合に申込みを希望するか否かを該当欄に記入してください。記入がないものは申込みを希望しないものとします。
- (6) 共同して入札する場合は、専用の「入札書（共同入札用）」を使用し、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。
- (7) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。
- (8) 入札にあたっては、暴力団員等ではないことの「陳述書」を提出してください。なお、陳述書が提出されない場合、入札は無効となります。また、陳述書の提出後の訂正及び追完はできません。陳述書に不備がある場合、陳述書を再提出していただきます。
- (9) 次に掲げる指定許認可等を受けている事業者は、(7)の陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。

ア 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者は、都道

府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等

イ 債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者は、法務省が発行する許可証等

（１０）公売財産が農地等の場合には、都道府県知事又は農業委員会の発行する「買受適格証明書」を提出してください。「買受適格証明書」の提出が必要となる財産については、「公売財産明細書」等で確認してください。

IV 開札期日から代金納付までの手続き

１ 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

２ 最高価申込者の決定及び公告

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者に対して行います。また、最高価申込者の氏名及び最高価申込価額は、売却決定までの間公告しますが、売却決定日以後は公表できません。最高価申込者について確認したい場合は、売却決定日前日までにお問い合わせください。なお、最高価申込者には後日、「最高価申込者の決定等通知書」を送付します。

３ 次順位買受申込者の決定及び公告

（１）最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る）による入札者から、次順位による買受の申し込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と決定します。なお、次順位買受申込者が２名以上あるときは、くじで決定します。

（２）次順位買受申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入

札価額」欄に記載された価額により行います。また、次順位買受申込者の氏名及び次順位買受申込価額は、売却決定日までの間公告しますが、売却決定日以後は公表できません。次順位買受申込者について確認したい場合は、売却決定日前日までにお問い合わせください。なお、次順位買受申込者には後日、「次順位買受申込者の決定等通知書」を送付します。

- (3) 申込の希望有無については公売のしおり（期間入札）Ⅲ入札手続きの3入札書の提出の（5）に同じです。

4 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上いる場合は、後日、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その者の提供した公売保証金は川口市に帰属し、その後2年間は公売への参加を制限することがあります。
- (3) 追加入札についての具体的な方法や日時については、開札会場にて御案内します。

5 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者とならなかった入札者が提供した公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された預金口座への振込みにより返還します。ただし、次順位買受申込者の方が提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後に、同様の方法で返還します。
- (2) 最高価申込者又は次順位買受申込者が暴力団員等に該当すると認められ、最高価申込者等の決定を取り消した場合、その者から提供を受けた公売保証金があるときは、その提供した者に返還します。

6 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。ただし、売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。この場合、売却決定期日に変更される旨を関係者（最高価申込者等及び公売通知を受けた者）に通知します。なお、売却決定期日までに調査の囑託に対する回答がない場合、売却決定期日は「その結果が明らかになった日」となります。また、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。なお、公売財産が消費税法上の「課税財産」、「非課税財産」、「混在財産」のいずれの場合も入札書の「入札価額」欄に記載された金額で売却決定します。

※「課税財産」とは、消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる財産以外の財産をいい、「非課税財産」とは消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる財産をいいます。また、「混在財産」とは、「課税財産」と「非課税財産」の双方を含む財産をいいます。

7 買受代金の納付

売却決定後、買受人は、公売公告に記載された代金納付期限までに、買受代金の全額（公売保証金を充当する場合には、充当後の残額）を振り込みにより納付してください。振り込み方法については公売のしおり（期間入札）Ⅲ入札手続きの2公売保証金の提供の（1）アに同じです。

なお、売却決定前に納付すると、その公売の原因となった市税等が完納され、公売が中止となった場合、その納付した買受代金は振込人が組戻手続きを行う必要があります。その際の手数料は振込人の負担となりますので、買受代金は可能な限り売却決定後に納付するようにしてください。

8 売却決定通知書の送付

売却決定後、買受代金の納付が確認でき次第、「売却決定通知書」を交付（又は郵送）します。

この書類は権利移転手続きに必要な書類を請求する際に必要となることから、大切に保管してください。万一、紛失されても再発行はできません。

V 権利移転手続き

1 権利取得の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。ただし、農地等については、都道府県知事等の許可があったときに権利を取得することとなります。なお、買受代金納付後に生じた財産の滅失、毀損及び盗難等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

2 公売財産の引渡し

川口市は、引渡しの義務を負いません。

3 権利移転手続き

買受人は、速やかに権利移転に必要な書類を提出してください。なお、必要な書類の取得費用は、買受人の負担となります。

（１）提出書類

ア 所有権移転登記請求書

買受人あて別途送付しますので、必要事項を記載してください。

イ 住所証明書

個人の場合は住民票（入札者本人のもの）、法人の場合は履歴事項証明書又は資格証明書

ウ 所有権移転登記のための登録免許税の領収証書又は収入印紙

領収証書を提出するときは、買受人あて別途送付する納付書を使用して納付してください。

エ 公売財産の固定資産評価証明書

公売財産所在地が川口市内のものについては、川口市役所固定資産税課に「売却決定通知書」を提示して、申請してください。公売財産所在地が川口市以外のものについては、当該市役所等の窓口「売却決定通知書」を提示して、申請してください。

オ 郵便切手

簡易書留に必要な金額の切手を提出してください。なお、具体的な金額は最高価申込者決定後、御案内します。

カ 公売財産が農地等の場合

都道府県知事・農業委員会の発行する権利移転の許可証又は届出受理書
公売財産所在地の農業委員会の窓口「売却決定通知書」を提示して、申請してください。

※その他、必要書類がありましたら、個別に御案内します。

(2) 所有権移転登記

(1)に掲げる書類が川口市に提出された後、権利移転登記の手続を行います。登記完了後、買受人に「登記識別情報通知」を送付します。登記識別情報通知には受領書と返信用封筒を併せて送付しますので、受領後、速やかに受領書の返送を行ってください。

4 担保責任

川口市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。

VI その他

1 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定取消し

次に該当する場合は、最高価申込者及び次順位買受申込者に係る決定を取り消し

ます。

- (1) 最高価申込者（次順位買受申込者を含む）の決定後、売却決定前に、公売の原因となった市税等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 国税徴収法第 108 条第 2 項（公売実施の適正化のための措置）に該当する事実があったとき。
- (3) 国税徴収法第 108 条第 5 項（暴力団員等）に該当する事実があったとき。

2 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の納付前に、公売の原因となった市税等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 売却決定後、国税徴収法第 108 条第 2 項（公売実施の適正化のための措置）に該当する事実があったとき。

3 買受申込み等の取消し

売却決定が行われた後であっても、法律の規定に基づいて滞納処分の続行が停止される場合（不服申立て等）があります。この停止している間は、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込等の取消しを行うことができます。

4 公売保証金の帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないこと等により、売却決定が取り消された場合は、その者の提供した公売保証金は、その公売にかかる税に充て、なお残余金があるときは、これを滞納者に交付します。なお、国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の提供した公売保証金は川口市に帰属し、その後 2 年間は公売への参加を制限します。

5 適格請求書（インボイス）の交付について

公売財産が適格請求書発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、執行機関が適格請求書（インボイス）を発行します。

記入例

入札書

※記入日

川口市長 様

令和 ●●年 ●●月 ●●日

入 札 者	住所 (所在地) 連絡先	川口市青木2-1-1		個人の場合は住民票上の住所・氏名を、 法人の場合は商業登記簿上の所在地・ 名称を記載してください。	
		携帯電話 090-0000-0000 電話番号 048-000-0000			
	ふりがな 氏 名 (名 称)	きゅぽらんふどうさん かわぐち いちろう		法人の場合は、入札される方の 役職・氏名も記載してください。	
		株式会社きゅぽらん不動産 代表取締役 川口 一郎			
	代 理 人	住所 (所在地)	川口市三ツ和3-14-1		代表権限を有しない方が入札する場合は、 代理人の欄に記入してください。また、 別途委任状が必要です。
		ふりがな (役職名)	はとがや たろう		
氏 名		鳩ヶ谷 太郎			

下記のとおり入札します。

次順位申込を

☐希望します。 ☒希望しません。

売却区分番号は、
正確に記載してください。

記

どちらかにチェックしてください。

売却区分番号		アラビア数字で明確に記載してください。 入札金額の頭部には、「金」又は「¥」を記載してください。							
3 - 1									
人 札 価 額									
	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	5	6	7	8

【注意事項】

- 1 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで記入してください。
- 3 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 4 入札金額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を記入してください。
- 5 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 6 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 7 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 8 次順位買受申込の希望有無の記入がない場合には申込を希望しないものとします。

記入例

入札書（共同入札用）

※記入日（表面）

川口市長 様

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

共同入札代表者	住所 (所在地)	川口市青木2-1-1	個人の場合は住民票上の住所・氏名を、 法人の場合は商業登記簿上の所在地・ 名称を記載してください。	
		連絡先		携帯電話 090-0000-0000 電話番号 048-000-0000
	ふりがな 氏名 (名称)	かわぐち たろう		
		川口 太郎		
	代理人	住所 (所在地)		法人の場合は、入札される方の 役職・氏名も記載してください。
		ふりがな		
(役職名) 氏名		代表権限を有しない方が入札する場合は、 代理人の欄に記載してください。また、 別途委任状が必要です。		

下記のとおり入札します。

次順位申込を

□希望します。 ☒希望しません。

売却区分番号は、
正確に記載してください。

記

どちらかにチェックしてください。

売却区分番号									
3-2	アラビア数字で明確に記載してください。 入札金額の頭部には、「金」又は「¥」を記載してください。								
入札価額									
	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	5	6	7	8

【注意事項】

- 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
※共有できない公売財産については共同入札できません。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで記入してください。
- 入札を行う場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者を定め、共同入札代表者の届出書を提出してください。
- 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
- 代理人が入札する場合は、入札に先立って共同入札代表者から委任を受けた委任状を提出してください。
- 入札金額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を記載してください。
- 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一の公売財産に対し2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。なお、共同入札者のいずれかが、単独又は共同（他の第三者との共同）を問わず、同一の公売財産に対し別の入札書を提出した場合も、同様の取扱いとなります。
- 次順位買受申込の希望有無の記入がない場合には申込を希望しないものとします。

記入例

(裏面)

共同入札者持分内訳書

共同入札代表者	住所又は所在地	川口市青木2-1-1	持分 1 — 2
	氏名又は名称	川口 太郎	
共同入札者	住所又は所在地	川口市幸町●-●-●	持分 1 — 4
	氏名又は名称	川口 三郎	
共同入札者	住所又は所在地	川口市栄町●-●-●	持分 1 — 4
	氏名又は名称	川口 四郎	
共同入札者	住所又は所在地	以上	持分 —
	氏名又は名称		
共同入札者	住所又は所在地		持分 —
	氏名又は名称		
共同入札者	住所又は所在地		持分 —
	氏名又は名称		

(注意)

- 1 共同入札代表者の方を最も上に記載してください。
- 2 共同入札者全員の「持分割合」の合計を「1」になるようにしてください。
- 3 共同入札者が7名以上の場合は、別紙に記載し全てを入札書に添付してください。

記入例

共同入札代表者の届出書兼持分内訳書

※記入日

令和●●年●●月●●日

川口市長 様

	住所又は所在地	氏名又は名称	持分
共同入札者	〒000-0000 川口市青木2-1-1	共同入札代表者 川口 太郎	1/2
	〒000-0000 川口市幸町2-1-1	川口 三郎	1/4
	〒000-0000 川口市栄町2-1-1	川口 四郎	1/4
	〒	共同入札者全員を記載してください。 (共同入札代表者を含む。)	/
	〒		/
	〒		/

※共同入札者が7名以上の場合は、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、共同入札代表者の届出書に貼付してから提出してください。

次の公売財産の入札にあたり、共同入札者全員を代表して入札手続きを行う者（入札書等の届出者、公売保証金及び買受代金の納付者等）として、次のとおり共同入札代表者を定めたので、届けます。

令和▲▲年▲▲月▲▲日開札における	の不動産
売却区分番号	
3-2	

開札日を記載してください。

住所又は所在地

川口市青木2-1-1

氏名又は名称

川口 太郎

個人の場合は住民票上の住所、
法人の場合は商業登記簿上の
所在地を記載してください。

(注意)

- 1 共同入札代表者の届出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで記載してください。
- 3 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載し、押印してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい共同入札代表者の届出書を作成してください。

記入例

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

売却区分番号	3-1									
公売保証金振込者名 ①公売保証金の振込者名と 入札者は、同一の者でな ければなりません。 ②法人の場合は、その所在 地・名称及び代表者名を記 載してください。	住所 (所在地)	〒 332-0000 川口市青木2-1-1 携帯電話 090-0000-0000 電話番号 048-000-0000								
	フリガナ 氏名 (名称)	カ) キュポランフドウサン 株式会社きゅぽらん不動産								
	フリガナ 代表者名	カワグチ イチロウ 代表取締役 川口 一郎								
公売保証金の払渡請求 入札者ご本人の口座を記載し て下さい。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、次の口座に振り 込むよう、払渡を請求します。									
	氏名(名称) 代表者名 代表者名		株式会社きゅぽらん不動産 代表取締役 川口 一郎							
	振込先の 金融機関名		●● 銀行・組合 金庫・農協				●● 本店・支店			
	預貯金の種別		普通・当座							
口座番号		1	2	3	4	5	6	7		
整 理 欄	受理年月日	令和	年	月	日	取扱者印				備 考 欄
	受入年月日	令和	年	月	日	取扱者印				
	払出年月日	令和	年	月	日	取扱者印				
	支払年月日	令和	年	月	日	取扱者印				

(注) 入札者は、太い枠内を必ず記載してください。

金融機関の証明書(振込金受領書)の貼り付け箇所

公売保証金を指定された預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受け
 た「振込金受領書」(原本)を、この枠内に貼付けて提出してください。

なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼付けてください。

また、振込みに当たっては、「公売保証金の振込みについての注意事項」をよく読んで、間違いのないよう
 をお願いします。

インターネットによる振込みのため「金融機関から交付される振込金受領書」が
 無い場合は、振込日時、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を
 印刷し提出してください。サイズが大きい場合は裏面を利用してください。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金の振込みは、入札者の名前で行わなければなりません。
公売保証金の振込人と入札者とが異なる場合は、入札が無効になります。
- 2 公売保証金は、入札期間の満了までに下記の預金口座に入金済みとなる必要がありますので、「電信扱い」としてください。
なお、振込手数料は、入札者の負担となります。
入札期間の満了までに入金を確認できない場合は、入札が無効になります。
満了日当日に振込手続きを行い、翌日扱いとなった場合も無効になります。
振込に当たっては、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載（又は入力）してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を提供（振込）してください。

例）「3－1 株式会社きゅぽらん不動産」 「3－2 川口太郎」

- 3 どの売却区分番号（入札を予定する公売物件）に係る公売保証金であることを明らかにするため、金融機関から交付された振込金受領書（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に貼付して提出してください。公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。
また、インターネットによる振込みのため「金融機関から交付される振込金受領書」が無い場合は、振込日時、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を印刷し提出してください。
なお、公売保証金の提供後は、その取消し又は変更ができません。
売却区分番号や金額を誤って振り込んだ場合は、改めて正しい公売保証金を振り込んでください。誤って振り込まれた分は下記4に併せて返還します。
早急に返還が必要な場合は、ご自身で振込みを行った金融機関に組戻手続きを行ってください。その際の手数料は振込人の負担となります。
- 4 開札の結果、最高価申込者等にならなかった場合は、公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された預金口座への振込みにより返還します。
- 5 公売保証金の振込先は、次のとおりです。

公 売 保 証 金 の 振 込 先	金融機関	埼玉りそな銀行 川口支店
	預金の種類	普通預金
	口座番号	6 1 6 5 6 7 8
	フリガナ 名義人	カワグチシ 川口市

記入例

公売保証金の充当申出書

※記入日

令和●●年●●月●●日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

個人の場合は住民票上の住所を、
法人の場合は商業登記簿上の所在地を
記載してください。

請求人 住所又は所在地 川口市青木2-1-1

氏名又は名称 株式会社きゅぼらん不動産
代表取締役 川口 一郎

法人の場合は、入札される方の
役職・氏名も記載してください。

次の公売財産の入札に当たり、売却決定日に私（請求人）に対し売却決定が行われた場合、納付した公売保証金については、買受代金に充ててください。

令和▲▲年▲▲月▲▲日開札における	
売却区分番号	の不動産
3-1	

(注) 公売保証金の充当申出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。

記入例

陳述書（個人用）

川口市長 様

提出後は訂正等ができませんので、
提出前に内容を再確認してください。

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☒ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☒ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号ごとに陳述書を作成してください。

区分番号	3-2	陳述書作成日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
入札者（買受申込者）	〒 332 - 0000		
住所	川口市青木2-1-1		
(ふりがな)	かわぐち たろう		
氏名	川口 太郎		
生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和	〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別 ☒ 男性 ☐ 女性

個人の場合は住民票上の住所、
氏名を記載してください。

電話番号 048 (258) 1110

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（例：地方税法第334条、第376条、第730条の2）。

記入例

陳述書（法人用）

川口市長 様

提出後は訂正等ができませんので、
提出前に内容を再確認してください。

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☒ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☒ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号ごとに陳述書を作成してください。

区分番号	3-1	陳述書作成日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
入札者（買受申込者）	法人 商業登記簿上の所在地、名称を記載してください。 〒332-0000 川口市青木2-1-1 電話番号 048 (258) 1110 （ふりがな） きゅぽらんふどうさん かわぐちいちろう 法人名称 株式会社きゅぽらん不動産 代表者氏名 代表取締役 川口一郎 役員 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
複数物件に入札する場合はそれぞれに写しを添付してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（例：地方税法第334条、第376条、第730条の2）。

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 332 - 0000 川口市青木2-1-1			
	(ふりがな)	かわぐち いちろう			
	氏 名	川口 一郎		役職	代表取締役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 年 月 日		性別	☒ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 334 - 0000 川口市三ツ和3-14-1			
	(ふりがな)	はとがや たろう			
	氏 名	鳩ヶ谷 太郎		役職	取締役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 年 月 日		性別	☒ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 -			
	「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）」を併せて提出してください。				
4	住 所	〒 -			
	(ふりがな)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 年 月 日		性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 -			
	(ふりがな)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 年 月 日		性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

記入例

委任状

※記入日

令和●●年●●月●●日

川口市長 様

法人の場合は商業登記簿上の所在地、
商号、役職及び代表者名を記載してください。

委任者 住所又は所在地 川口市青木2-1-1

氏名又は名称 株式会社きゅぽらん不動産
代表取締役 川口 一郎

電 話 048-258-1110
携帯電話 090-0000-0000

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

受任者 住所又は所在地 川口市三ツ和3-14-1

氏名又は名称 鳩ヶ谷 太郎

電 話 048-000-0000
携帯電話 090-0000-0000

委任事項

1 次の公売財産の入札手続に関する権限

令和▲▲年▲▲月▲▲日開札における		開札日を記載してください。
売却区分番号	の不動産	委任状は、売却区分番号ごとに 作成してください。
3-1		

- 2 公売財産の公売保証金の納付の権限及び受領に関する権限
- 3 公売財産の納付した公売保証金の充当に関する権限
- 4 公売財産の買受代金の納付に関する権限
- 5 公売財産の受領に関する権限
- 6 上記1から5に附帯する一切の権限

記入例

332-8601

郵送の際は、
郵便局窓口で
重量をご確認
の上、切手を
貼って下さ

書類は、一般書留または簡易書留
で郵送してください。

簡易書留

一般書留

公売関係書類在中

川口市役所
理財部
特別債権回収課
行

埼玉県川口市青木2丁目1番1号

※角2号封筒の表面に貼付してください。

※封をする前に、封筒裏面に貼付したチェックリストで必要書類を
ご確認ください。

記入例

提出していただくもの（チェックリスト）			整理欄
	確認	書類名	
共通	☒	入札書又は入札書（共同入札用） （必ず入札書提出用封筒に封入してください）	
	☒	公売保証金振込通知書兼払渡請求書 （金融機関の振込証明書の原本を貼付してください）	
	☒	公売保証金の充当申出書	
	☒	暴力団員等ではないことの「陳述書」	
	☒	指定許認可等を受けていることを証する書類の写し	
法人	☒	入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項	
	☒	法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）	
代理	☒	委任状（代理人が入札される場合）	
共同入札	☐	共同入札代表者の届出書兼持分内訳書	
農地	☐	買受適格証明書（公売財産が農地の場合）	

↑ 提出書類を確認し、チェック（✓）を入れてください。

差出人

（住所又は所在地）〒332-0000 川口市青木2-1-1	
（氏名又は名称）株式会社きゅぽらん不動産	
連絡先： 電話	048-258-1110
携帯	090-0000-0000

角 2 号封筒の裏面に貼付してください

現金・小切手の同封厳禁

公売保証金は、指定の口座に振り込んでください。
封筒に現金・小切手を絶対に入れないでください。

記入例

外側実線を切り取ってご使用ください。

入札書提出用封筒受領証 (No.)	
入札を行う 公売財産の 売却区分番号	3-1
開札日時	令和▲▲年▲▲月▲▲日 午前・午後 10 時 00 分
川口市	

收受印

折り線

(No.)

川口市

入札を行う 公売財産の 売却区分番号	3-1
開札日時	令和▲▲年▲▲月▲▲日 午前・午後 10 時 00 分

入 札 書 在 中

開封厳禁

注意事項

- この封筒には、入札書以外は入れないでください。
- 公売保証金の納付が必要な場合は、公売保証金を納付した後に入札書を提出してください。

長形 3 号封筒の表面に
貼付してください。

入札書提出用封筒

入札書提出用封筒は、期間入札による公売に付された公売財産に対し、提出する入札書を封入するために使用します。適宜の封筒（長形 3 号等）に貼付してください。なお、入札書提出用封筒に封入できる入札書は 1 通のみです。複数の公売財産に入札される場合は、公売財産（売却区分番号）ごとに、入札書を入札書提出用封筒に封入してください。

この部分のはり付けしないでください。

封筒へのり付け部分

売却区分番号ごとに作成してください。封入する入札書の売却区分番号と一致しているか確認してください。

開札日時を記載してください。

この部分の裏面をのり付けして、封筒に貼付してください。なお、貼付した封筒は、必ず封をしたうえで提出してください。

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	1-1	見 積 価 額	6,470,000 円
		公売保証金	650,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
（土地の表示）			
1 所 地 地 地	在 番 目 積	川口市大字安行慈林字稻荷木 526番15 宅地 44.42㎡	
2 所 地 地 地	在 番 目 積	川口市大字安行慈林字稻荷木 526番17 宅地 75.98㎡	

財産の状況

1 公法上の規制等

市街化区域、第一種低層住居専用地域

建ぺい率50%、容積率100%

建築基準法第22条区域

川口市景観計画区域

2 接道状況

西側幅員約4.5mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）にほぼ等高に接面する。

また、東側幅員約4mの舗装市道に接面するが道路境界の査定はされていない。そのため、4m以上あれば建築基準法第42条第1項第1号道路、未満であれば建築基準法第42条第2項道路となる。間口についても、道路境界の査定がされていなく、測量資料もないため、2mに達するか不明。

3 物件の現況

（1）東西約7m×南北約13.5mの有効宅地部分と、その北西端から西方へ伸びる間口幅約2.5m×延長約8.4mの路地状敷地部分より構成される公簿地積計120.40㎡の鉤形の土地。

（2）埋蔵文化財包蔵地の指定等に該当しない。

（3）上水道引込可、下水道引込可。都市ガス未配管のため接続不可。

（4）動産は売却対象外。

（5）対象土地内北東端に東京電力の電柱あり。

4 最寄駅等

埼玉高速鉄道新井宿駅から東方約1.2km（道路距離）。

5 一括換価の方法による公売

対象物件1、2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。

6 その他

（1）公売財産の面積等は公簿上によるものである。

（2）境界及び建物内部の調査は行っていない。このため、あらかじめその現況関係公簿等の確認が必要である。

（3）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で権利移転を行う。

（4）公売財産内部の動産等については、所有者と協議すること。所有者からの鍵などの引渡しなどは買受人自身で行うこと。

（5）川口市は契約不適合責任を負わない。

（6）土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。

また、廃棄物等の埋設有無についても専門的な調査は行っていない。

(7) 危険負担については買受代金を納付した時点で落札者に移転する。したがって、その後に発生した財産の滅失、毀損及び盗難等による損害の負担は落札者が負うこととなる。

その他事項

非課税財産

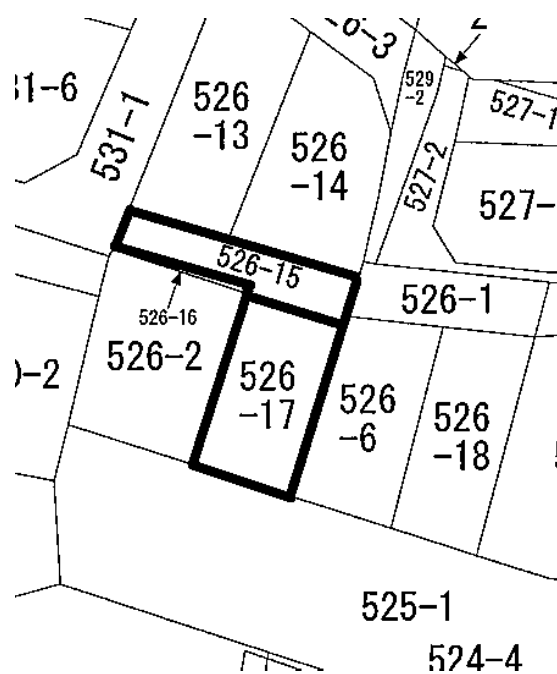
売却区分番号

1-1

〔所在図〕



〔区画図〕



[西方から撮影]



[北東方から撮影]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	1-2	見 積 価 額	3,650,000 円
		公売保証金	370,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
（土地の表示）			
1 所 在 地 目 地 積 持	在 番 目 積 分	川口市赤井二丁目 4番21 宅地 716.63㎡ 7万9283分の6513	
2 所 在 地 番 目 地 積 持	在 番 目 積 分	川口市赤井二丁目 4番26 宅地 52.71㎡ 7万9283分の6513	
3 所 在 地 番 目 地 積 持	在 番 目 積 分	川口市赤井二丁目 4番27 宅地 15.35㎡ 7万9283分の6513	
4 所 在 地 番 目 地 積 持	在 番 目 積 分	川口市赤井二丁目 4番28 宅地 8.67㎡ 7万9283分の6513	
（主である建物の表示）			
5 所 在 地 番 号 種 類 構 造 床 面 積	在 番 号 種 類 構 造 床 面 積	川口市赤井二丁目 4番地21 4番21の4 居 宅 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 38.50㎡ 2階 33.95㎡	

財産の状況

1 公法上の規制等

市街化区域 準工業地域 指定建ぺい率60%、指定容積率200%
川口市景観計画区域

2 接道状況

土地は、南西側幅員約25mの舗装県道（台東川口線第58号線・建築基準法第42条第1項第1号道路）に等高に接面する。

対象不動産は、県道から約23m先で幅約4mの路地状通路（簡易舗装）を通じて接面する。

3 物件の現況

（1）間口約18m、奥行約45m、公簿地積計793.36㎡のほぼ長方形の中間画地に長屋状の2棟の建物が建っており対象不動産は、北西側の建物の奥から3軒目である。

（2）埋蔵文化財包蔵地の指定等に該当しない。

（3）上水道あり、下水道あり、都市ガスなし。

（4）昭和54年9月に新築。

（5）周辺住民からの聴取によると空き家である。

（6）動産は売却対象外。

4 最寄駅等

埼玉高速鉄道線「鳩ヶ谷」駅の南東方約1.6km（道路距離）。

5 一括換価の方法による公売

対象物件1～5は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。見積価額の内訳は以下のとおり。

土地（対象物件1～4） 3,160,700円

建物（対象物件5） 489,300円

6 その他

（1）公売財産の面積等は公簿上によるものである。

（2）境界及び建物内部の調査は行っていない。このため、あらかじめその現況関係公簿等の確認が必要である。

（3）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で権利移転を行う。

（4）公売財産内部の動産等については、所有者と協議すること。所有者からの鍵などの引渡しなどは買受人自身で行うこと。

（5）川口市は契約不適合責任を負わない。

（6）土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。

また、廃棄物等の埋設有無についても専門的な調査は行っていない。

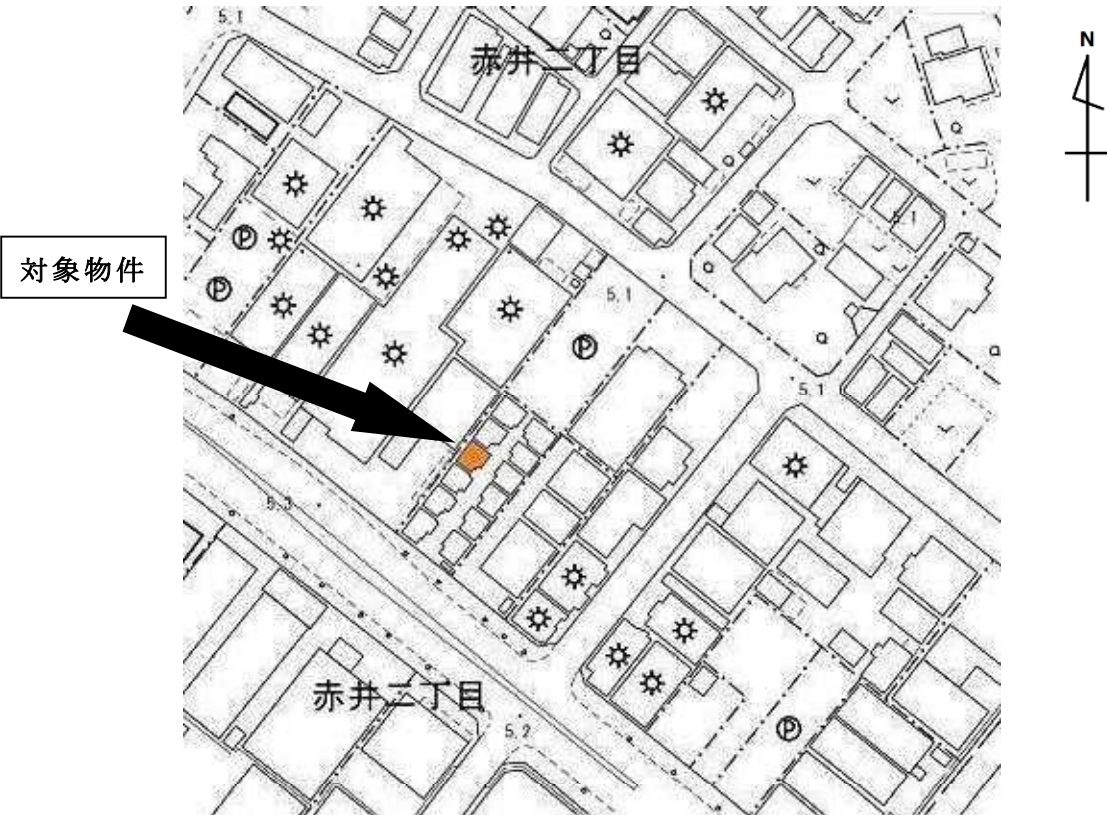
（7）危険負担については買受代金を納付した時点で落札者に移転する。したがって、その後が発生した財産の滅失、毀損及び盗難等による損害の負担は落札者が負うこととなる。

その他事項

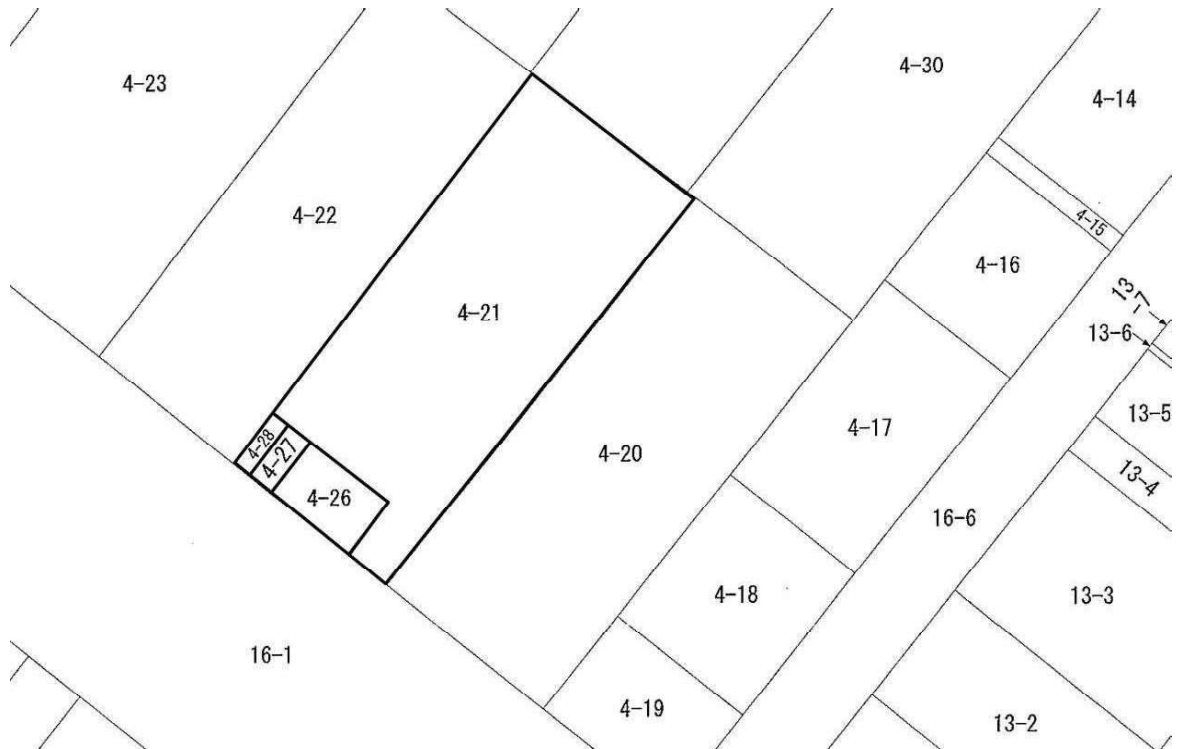
混在財産

売却区分番号	1-2
--------	-----

[所在図]



[区画図]



[南方から撮影]



[北東方から撮影]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	1-3	見 積 価 額	2, 500, 000	円
		公売保証金	250, 000	円
不動産の表示（登記簿の表示による）				
（土地の表示）				
1 所	在	川口市川口五丁目		
地	番	212番4		
地	目	宅地		
地	積	216.55㎡		
持	分	10分の1		
2 所	在	川口市川口五丁目		
地	番	212番6		
地	目	宅地		
地	積	7.37㎡		
持	分	10分の1		
3	（一棟の建物の表示）			
所	在	川口市川口五丁目	212番地4	
構	造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根5階建		
床 面 積		1階	92.34㎡	
		2階	92.34㎡	
		3階	92.34㎡	
		4階	92.34㎡	
		5階	92.34㎡	
（専有部分の建物の表示）				
家 屋 番 号	川口五丁目 212番4の8			
種 類	居宅			
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建			
床 面 積	5階部分 33.99㎡			

財産の状況

1 公法上の規制等

近隣商業地域、準防火地域
建ぺい率80%、容積率200%
川口市景観計画区域

2 接道状況

南西側幅員約6.2mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に
ほぼ等高に接面する。

3 物件の現況

- （1）間口約6m、奥行約23m、公簿地積計223.92㎡の不整形地。
- （2）埋蔵文化財包蔵地の指定等に該当しない。
- （3）上水道あり、下水道あり、都市ガスあり。
- （4）昭和51年11月に新築。
- （5）対象物件は501号室。聴取によると空き家。
- （6）調査によると管理費等の月額はなし。
水道料金は管理組合が一括管理と聴取。
- （7）動産は売却対象外。

4 最寄駅等

JR京浜東北線「川口」駅から北西方約750m（道路距離）。

5 一括換価の方法による公売

対象物件1～3は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方
法により公売を行う。

土地（対象物件1～2） 1,704,700円
建物（対象物件3） 795,300円

6 その他

- （1）公売財産の面積等は公簿上によるものである。
- （2）境界及び建物内部の調査は行っていない。このため、あらかじめその
現況関係公簿等の確認が必要である。
- （3）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で
権利移転を行う。
- （4）公売財産内部の動産等については、所有者と協議すること。所有者か
らの鍵などの引渡しなどは買受人自身で行うこと。
- （5）川口市は契約不適合責任を負わない。
- （6）土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。
また、廃棄物等の埋設有無についても専門的な調査は行っていない。
- （7）危険負担については買受代金を納付した時点で落札者に移転する。し
たがって、その後が発生した財産の滅失、毀損及び盗難等による損害
の負担は落札者が負うこととなる。

その他事項

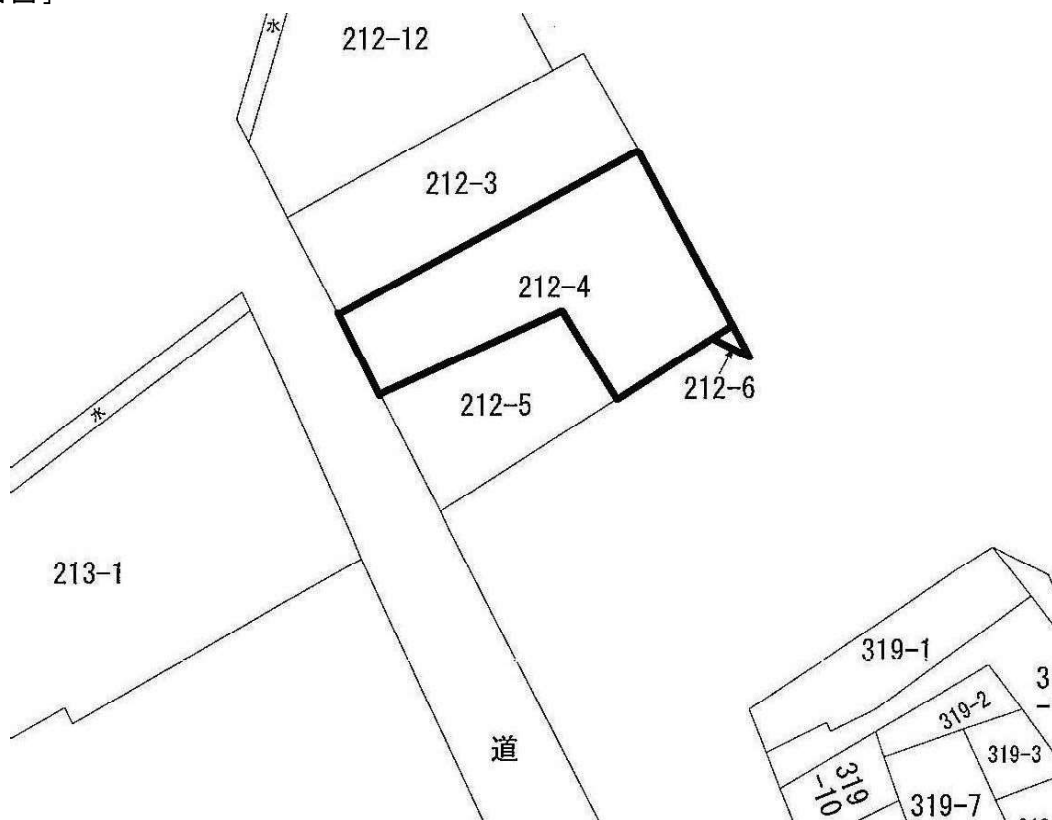
混在財産

売却区分番号	1-3
--------	-----

[所在図]



[区画図]



[南西方から撮影]



対象物件



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	1-4	見 積 価 額	81,700,000 円
		公売保証金	8,200,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
（土地の表示）			
1 所 在 地 地 目 地 積	在 番 目 積	川口市幸町二丁目 84番3 宅地 39.35㎡	公売中止
2 所 在 地 地 目 地 積	在 番 目 積	川口市幸町二丁目 85番7 宅地 12.78㎡	
3 所 在 地 地 目 地 積	在 番 目 積	川口市幸町二丁目 85番15 宅地 75.73㎡	
（主である建物の表示）			
4 所 在 地 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	在 番 号 類 造 積	川口市幸町二丁目 84番地3、85番地15、85番地7 84番3 店舗住宅 鉄骨造陸屋根3階建 1階 53.92㎡ 2階 56.45㎡ 3階 56.45㎡	
（主である建物の表示）			
5 所 在 地 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	在 番 号 類 造 積	川口市幸町二丁目 85番地15 85番15 事務所共同住宅 鉄骨造陸屋根3階建 1階 42.50㎡ 2階 42.50㎡ 3階 42.50㎡	

公売中止

財産の状況

公売中止

1 公法上の規制等

市街化区域、商業地域、準防火地域
建ぺい率80%、指定容積率400%
川口市景観計画区域

2 接道状況

対象物件1・2及び4について

北側幅員約15m舗装市道（幹線25号線）及び東側約5.4m舗装市道（中央140号線）に接面する。各市道は共に建築基準法42条1項1号道路

対象物件3及び5について

北側幅員約15m舗装市道（幹線25号線）に接面する。同市道は建築基準法42条1項1号道路

3 物件の現況

（1）対象物件1、2及び4

間口約7.9m、奥行約6.4m、地積計52.13㎡の正方形の角画地

対象物件3及び5

間口約9.1m、奥行約8.7m、地積75.73㎡の正方形の中間画地

（2）対象物件1～5は埋蔵文化財包蔵地の指定等に該当しない。

（3）対象物件1～5は上水道あり、下水道あり、都市ガスあり。

（4）対象物件4は昭和56年6月に新築。

対象物件5は昭和45年12月に新築。

（5）対象物件4の一部が対象物件3に越境している。越境部分の詳細は不明

（6）居住状況は不明である。

（7）動産は売却対象外。

4 最寄駅等

JR京浜東北線「川口」駅の北東方約800m（道路距離）。

5 一括換価の方法による公売

対象物件1～5は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。見積価額の内訳は以下のとおり。

土地（対象物件1～3） 79,408,800円

建物（対象物件4） 1,331,300円

建物（対象物件5） 959,900円

6 その他

（1）公売財産の面積等は公簿上によるものである。

（2）境界及び建物内部の調査は行っていない。このため、あらかじめその現況関係公簿等の確認が必要である。

（3）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で権利移転を行う。

- (4) 公売財産内部の動産等については、所有者と協議すること。所有者からの鍵などの引渡しなどは買受人自身で行うこと。
- (5) 川口市は契約不適合責任を負わない。
- (6) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。
また、廃棄物等の埋設有無についても専門的な調査は行っていない。
- (7) 危険負担については買受代金を納付した時点で落札者に移転する。したがって、その後に発生した財産の滅失、毀損及び盗難等による損害の負担は落札者が負うこととなる。

公売中止

その他事項

混在財産

売却区分番号

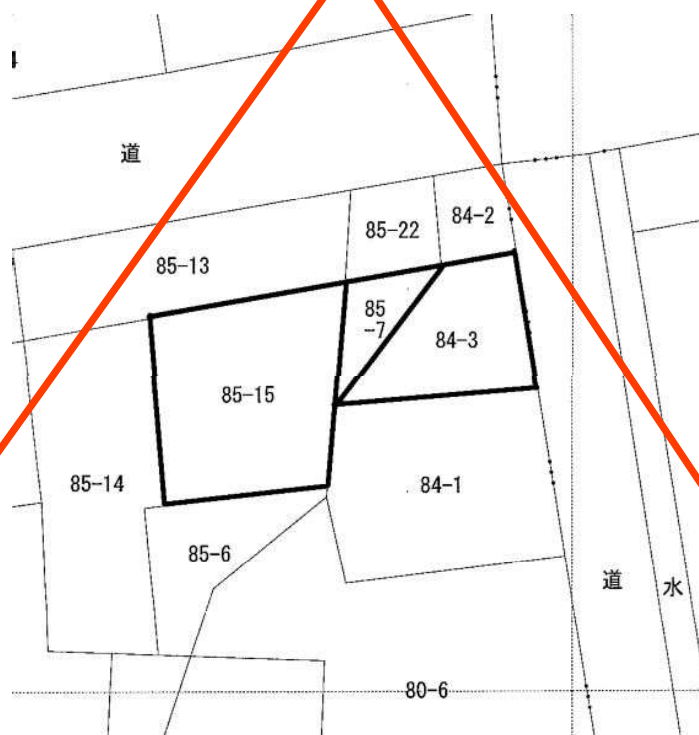
1-4

公売中止

[所在図]



[区画図]

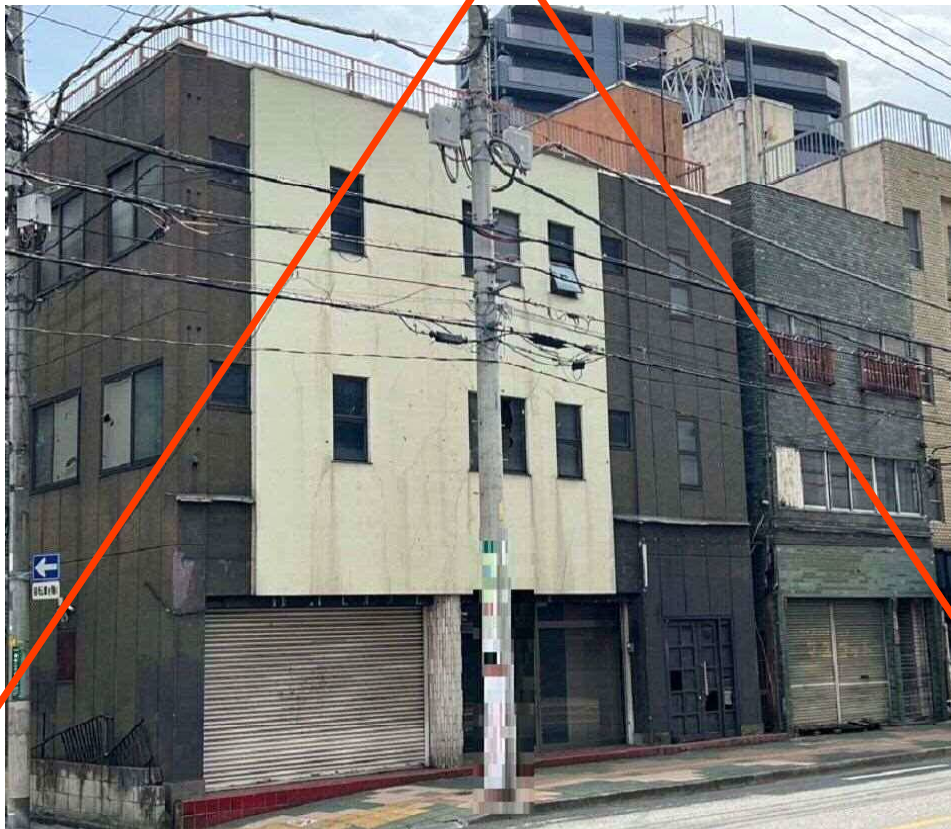


公売中止

[北西方から撮影]



[北東方から撮影]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	1-5	見 積 価 額	8,040,000 円
		公売保証金	810,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
1 （一棟の建物の表示）			
所 在	川口市上青木西一丁目 3番地10、3番地21、3番地22		
建物の名称	秀和川口青木町レジデンス		
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根7階建		
床 面 積	1階	729.58㎡	
	2階	767.70㎡	
	3階	767.70㎡	
	4階	767.70㎡	
	5階	707.82㎡	
	6階	661.47㎡	
	7階	599.62㎡	
（敷地権の目的である土地の表示）			
所在及び地番	川口市上青木西一丁目3番10		
地 目	宅地		
地 積	561.48㎡		
所在及び地番	川口市上青木西一丁目3番11		
地 目	宅地		
地 積	453.24㎡		
所在及び地番	川口市上青木西一丁目3番21		
地 目	宅地		
地 積	60.70㎡		
所在及び地番	川口市上青木西一丁目3番22		
地 目	宅地		
地 積	169.96㎡		
（専有部分の建物の表示）			
家屋番号	上青木西一丁目 3番10の10		
建物の名称	508		
種 類	居宅		
構 造	鉄筋コンクリート造1階建		
床 面 積	5階部分 41.29㎡		
（敷地権の表示）			
土地の符号	1・2・3・4		
敷地権の種類	所有権		
敷地権の割合	42万2195分の4644		

財産の状況

1 公法上の規制等

市街化区域 第1種住居地域
建ぺい率60%、容積率200%
川口市景観計画区域

2 接道状況

東側幅員約9mの川口市道・青木第217号線（舗装済）
建築基準法第42条第1項第1号道路に等高に接する
南側幅員約6mの川口市道・青木第219号線（舗装済）
建築基準法第42条第1項第1号道路に等高に接する

3 物件の現況

- （1）間口約36m、奥行約35m、公簿地積1245.38㎡のほぼ正方形地。
- （2）埋蔵文化財包蔵地の指定等による影響なし。
- （3）上水道あり、下水道あり、都市ガスあり。
- （4）昭和49年9月に新築。
- （5）対象物件は508号室。聴取によると空き家
- （6）管理費等の月額は21,600円（令和7年4月現在）。
- （7）未納管理費等は842,400円（令和7年4月現在）別途遅延損害金あり。
未納管理費等は買受人に引き継がれる。詳細は管理会社にお問い合わせください。
管理会社 レジデンス・ビルディングマネジメント株式会社
- （8）動産は売却対象外。

4 最寄駅等

JR京浜東北線「西川口」駅から北東方約1.4km（道路距離）。

5 一括換価の方法による公売

対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。見積価額の内訳は以下のとおり。

土地	1,608,000円
建物	6,432,000円

6 その他

- （1）公売財産の面積等は公簿上によるものである。
- （2）境界及び建物内部の調査は行っていない。このため、あらかじめその現況関係公簿等の確認が必要である。
- （3）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で権利移転を行う。
- （4）公売財産内部の動産等については、所有者と協議すること。所有者からの鍵などの引渡しなどは買受人自身で行うこと。
- （5）川口市は契約不適合責任を負わない。

- (6) 土 壌 汚 染 や ア ス ベ ス ト な ど に 関 す る 専 門 的 な 調 査 は 行 っ て い な い 。
また、廃棄物等の埋設有無についても専門的な調査は行っていない。
- (7) 危 険 負 担 に つ い て は 買 受 代 金 を 納 付 し た 時 点 で 落 札 者 に 移 転 す る 。 し
た が っ て 、 そ の 後 に 発 生 し た 財 産 の 滅 失 、 毀 損 及 び 盗 難 等 に よ る 損 害
の 負 担 は 落 札 者 が 負 う こ と と な る 。

その他事項

混在財産

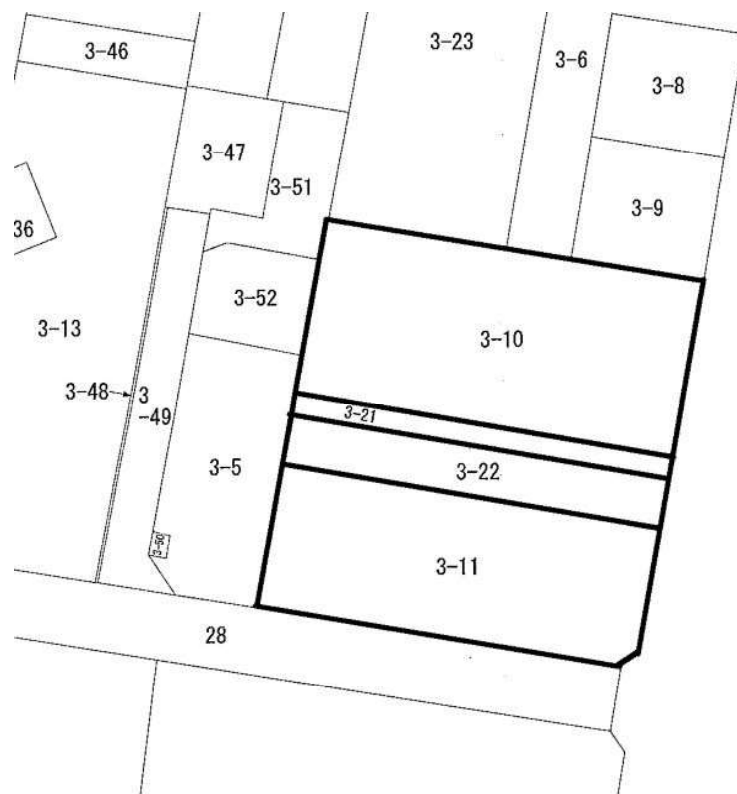
売却区分番号

1-5

[所在図]



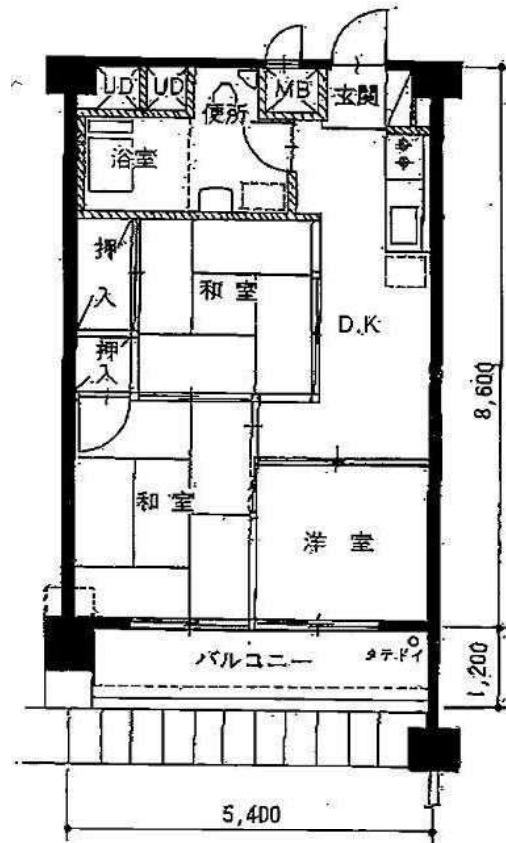
[区画図]



[南方から撮影]



[間取図] (内部等の調査は行っていない。)



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	1-6	見 積 価 額	24,000,000 円
		公売保証金	2,400,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
（土地の表示）			
1 所 在 地 地 地	在 番 目 積	川口市並木二丁目 31番6 宅地 141.32㎡	

財産の状況

1 公法上の規制等

市街化区域、近隣商業地域、準防火地域

建ぺい率80%、容積率300%

川口市景観計画区域

2 接道状況

東側幅員約8mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）にほぼ等高に接面する。

3 物件の現況

（1）北を上として上底約8m・下底約13m・高さ約11.5mの台形の有効宅地部分と、その北東端部から東側前面市道へと伸びる幅1.8m×延長約9.6mの路地状敷地部分より構成される公簿地籍計141.32㎡の鉤形の土地。

また東側市道との接面部の間口の長さは、地積測量図及び実測をしたところ、約1.8mであり、2mに満たないと思われる。詳細は不明のため詳しくは川口市都市計画建築安全課（048-242-6344）まで問い合わせください。

（2）埋蔵文化財包蔵地の指定等に該当しない。

（3）上水道引込可、下水道引込可。都市ガス引込可。

（4）動産は売却対象外。

4 最寄駅等

JR京浜東北線「西川口」駅から南東方約400m（道路距離）。

5 一括換価の方法による公売

対象物件1は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。

6 その他

（1）公売財産の面積等は公簿上によるものである。

（2）境界及び建物内部の調査は行っていない。このため、あらかじめその現況関係公簿等の確認が必要である。

（3）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で権利移転を行う。

（4）公売財産内部の動産等については、所有者と協議すること。所有者からの鍵などの引渡しなどは買受人自身で行うこと。

（5）川口市は契約不適合責任を負わない。

（6）土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。

また、廃棄物等の埋設有無についても専門的な調査は行っていない。

（7）危険負担については買受代金を納付した時点で落札者に移転する。したがって、その後に発生した財産の滅失、毀損及び盗難等による損害

の負担は落札者が負うこととなる。

その他事項

非課税財産

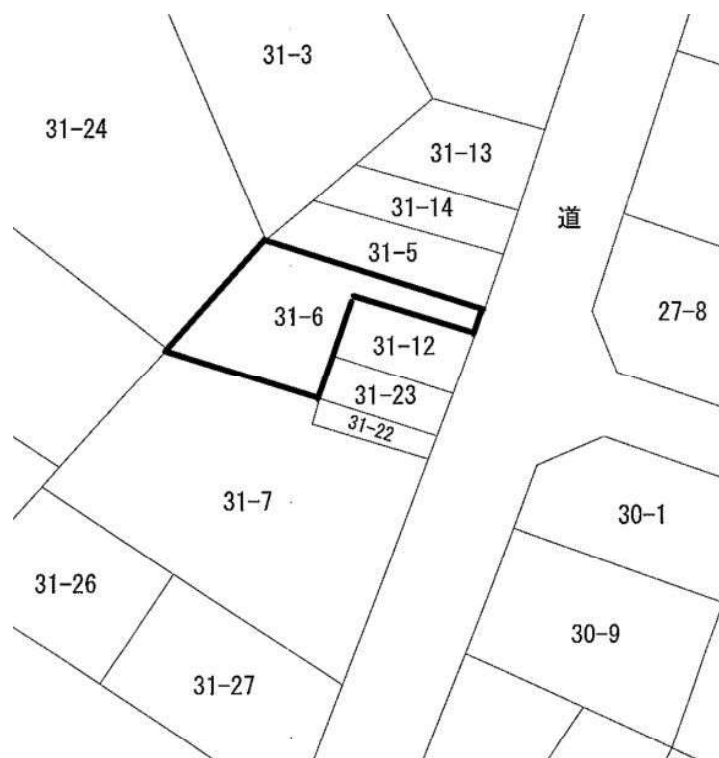
売却区分番号

1-6

[所在図]



[区画図]



[東方から撮影]



[東方から撮影]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	1-7	見 積 価 額	8,960,000 円
		公売保証金	900,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
（土地の表示）			
1 所 在	川口市坂下町三丁目		
地 番	387番10		
地 目	雑種地		
地 積	66㎡		
（主である建物の表示）			
2 所 在	川口市坂下町三丁目 387番地10		
家屋番号	387番10		
種 類	居宅		
構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建		
床 面 積	1階 40.15㎡		
	2階 23.18㎡		

財産の状況

1 公法上の規制等

市街化区域、第一種住居地域

建ぺい率60%、容積率200%

建築基準法第22条区域、川口市景観計画区域

2 接道状況

北東側幅員約4mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路））にほぼ等高に接面する。

3 物件の現況

（1）間口約2m、奥行約6.8m、公簿面積66.00㎡の長方形地。

（2）埋蔵文化財包蔵地の指定等に該当しない。

（3）上水道あり、下水道あり、都市ガスなし。

（4）昭和55年2月に新築。

（5）対象土地内にNTT東日本株式会社の電柱あり。

（6）動産は売却対象外。

4 最寄駅等

埼玉高速鉄道「鳩ヶ谷」駅から南東方約1km（道路距離）。

5 一括換価の方法による公売

対象物件1、2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。見積価額の内訳は以下のとおり。

土地（対象物件1） 8,820,000円

建物（対象物件2） 140,000円

6 その他

（1）公売財産の面積等は公簿上によるものである。

（2）境界及び建物内部の調査は行っていない。このため、あらかじめその現況関係公簿等の確認が必要である。

（3）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で権利移転を行う。

（4）公売財産内部の動産等については、所有者と協議すること。所有者からの鍵などの引渡しなどは買受人自身で行うこと。

（5）川口市は契約不適合責任を負わない。

（6）土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。

また、廃棄物等の埋設有無についても専門的な調査は行っていない。

（7）危険負担については買受代金を納付した時点で落札者に移転する。したがって、その後に発生した財産の滅失、毀損及び盗難等による損害の負担は落札者が負うこととなる。

その他事項

混在財産

[東方から撮影]



[東方から撮影]

